

いきいきサロン実施要綱

(目的)

第1条 地域住民の「出会いの場づくり」「つながりづくり」「健康づくり」を目指し、身近な場所で世代を超えたふれあい・交流をすすめる活動を通して地域の絆を深め、お互いが支え合いのできる地域福祉活動として、あたたかい地域づくりにつながる活動をおこなう団体（以下「サロン」という。）に助成を行うことを目的とする。

(実施主体)

第2条 この助成の実施主体は、社会福祉法人南部町社会福祉協議会（以下「本会」という。）とする。

(助成対象サロン)

第3条 助成対象サロンは、地域に住む高齢者をはじめ、地域でのつどいや交流の場に参加可能な方であれば誰でも参加できるものとし、特に制限は設けないが、集落の規模や会場のスペースに応じた人数で概ね5名以上の参加があることが望ましい。なお、次に掲げる活動は対象外とする。

- (1) 趣味の会、同好会等の一部の限られた者が参加する活動
- (2) 政治、宗教を伴う活動
- (3) 営利を目的とした活動

(対象事業の内容)

第4条 参加者が気軽に集まり、協力しあい、参加者の意見・要望に沿って以下のような事業を実施する。

- (1) 茶話会、食事会
- (2) レクリエーション・体操
- (3) 物を作る活動
- (4) 野外活動、散策、ふれあい農園等
- (5) 地域住民の見守り活動や個別支援
- (6) その他第1条に定める目的達成のために必要な活動

(助成金)

第5条 サロン活動費として以下のとおりの金額を助成する。

- (1) 設立準備金 20,000円
- (2) 年間活動費 36,000円

2 前項第1号に定める設立準備金は新設されたサロンに初年度のみ助成する。

3 第1項第2号に定める年間活動費は、第8条に定める前年度の実績報告を本会会長が受理した後に助成をする。この場合において、繰越金が36,000円を超えているときは、当該年度の助成は原則として行わない。

(申請方法)

第6条 助成金を希望するサロンは、助成金交付申請書（様式1）に必要事項を記入

し、参加予定者名簿（様式2）及び請求書（様式3）を添付して、会長に申請するものとする。

（助成金の決定）

第7条 会長は、助成金交付申請書を受けたときは、その内容を審査し、助成金の額を決定し、本会の支払日に助成金を交付するものとする。ただし、当該年度の前年度にかかる実績報告が提出されていないサロンについては、当該年度の助成金を交付しない。

（実績報告）

第8条 助成金の交付を受けたサロンは、翌年度の4月15日までにいきいきサロン報告書（様式4）及び活動日誌（様式5）を会長に提出しなければならない。

（サロン等の義務）

第9条 サロンの事業実施にあたっては、事業の円滑な運営や参加の呼びかけ、事業の拡大、協力者の確保等第1条に定める目的の実施のために努めなければならない。また、本会は、サロン活動が充実するよう、活動や運営に関する助言、指導、情報提供等を必要に応じて行わなければならない。

（その他）

第10条 この要綱に定めるものの他この事業に必要な事項は会長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和6年3月5日から施行する。

（いきいきサロン助成金要綱の廃止）

2 いきいきサロン助成金要綱は廃止する。

（経過措置）

3 廃止前の、いきいきサロン助成金要綱に定める手続きによってなされた手続きについては、いきいきサロン実施要綱における相応規定によってなされたものとみなす。